

かながわ県民センターで食事が可能となったご連絡

令和5年4月1日（土）から、以下の内容を遵守いただける場合において、**会議室及びミーティングルーム**における飲食を可とします。

【注意事項】

- ・ 施設（机、椅子、床、壁等）を汚損した場合は、速やかに9階受付に届け出て必要な清掃等を行ってください。
- ・ 施設管理等の必要により、かながわ県民活動サポートセンター職員の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- ・ **本取扱いを守らなかった場合には、直前キャンセルと同様にペナルティを課す場合があります。**

【食事について】

- ・ 予約施設利用者が、その予約施設内（会議室、ミーティングルーム内）において食事をする場合に限ります。
- ・ 食事は持参物に限ります。（出前、宅配等は認めません）
- ・ ゴミは必ず持ち帰ってください。（施設内にゴミを残さないでください）
- ・ 当面の間（新型コロナウイルス感染症がおおむね収束するまで）、
黙食・個食を徹底してください。
- ・ 他の部屋に食事の音やにおいが響かないよう、扉を閉めるなど他の利用者への配慮をお願いします。なお、食事を目的とした利用はお断りしております。

(利用時間の一部であっても、宴会、打ち上げ、歓送迎会その他これらに類すると認められる場合を含みます)

【飲料について】

- ・ 予約施設利用者が、その予約施設内及び共用部分※において水分補給をする場合に限り
ます。 ※共用部分：1 階エントランス、各階ロビー

(廊下、階段、エレベーターホール、エレベーター内を除く)

- ・ 酒類は厳禁です。
- ・ 1 階エントランス及び 1 階ロビーに限り、予約施設利用者以外も認めます。
- ・ 空き容器は、必ず持ち帰ってください。ただし、施設内の自動販売機で購入した場合に限り、自動販売機備付けの回収ボックスを使用できます。